

ID: 134

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町保健センター設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成5年 条例第2号		
<p>【根拠条文】 (使用の申請等) 第六条 前条の規定により保健センターを使用しようとする者は、町長に使用許可を申請し、使用許可書の交付を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第5条及び第7条の規定による。 (使用できる者の範囲) 第五条 保健センターの使用は、第四条に定める事業に使用する者に限る。 2 前項の規定にかかわらず、町長がその使用を適当と認めるときは、使用させることができる。 (使用許可の制限) 第七条 次の各号の一に該当するときは、保健センターの使用を許可しない。 一 保健センターの運営上支障があるとき。 二 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあるとき。 三 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 四 その他町長が使用を不適當と認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日